

法人・大学の業務運営に係る自己評価の実施方針

目 次

- 第1 趣 旨
- 第2 自己評価に関わる法制度
- 第3 自己評価の実施に当たっての基本的考え方
- 第4 設定する自己評価の種類、評価の対象等
- 第5 評価実施の手順
- 第6 評価対象と評価基準
 - 1 事業年度評価
 - 2 中期目標期間評価
 - 3 総合評価
- 第7 評価結果報告書記載事項
- 第8 評価結果に基づく業務運営の改善
- 第9 評価業務に係る組織
- 第10 本方針に基づく評価の実施時期
- 第11 評価方法の継続的な見直し

平成19年5月
公立大学法人山口県立大学

法人・大学の業務運営に係る自己評価の実施方針

第1 趣 旨

中期目標、中期計画に基づき、自己点検、評価を定期的実施するために必要な仕組みを整備。なお、この自己点検評価は、法人が行う自己点検評価であるとともに、学校教育法の規定に基づき大学が行う自己点検評価にも位置付け。

中期目標（抄）	中期計画（抄）
第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検、評価を定期的実施する体制を整えとともに、その内容、方法の一層の充実に取り組む。 また、評価結果については、速やかに公表するとともに、法人が、業務運営の改善に取り組んでいる状況を住民にわかりやすく示すことができるよう工夫する。	1 自己点検、評価を実施する体制の整備 評価対象、評価基準、評価方法、評価の実施体制、評価結果の公表の方法、評価の周期等を明確にし、自己点検、評価を全学的かつ定期的に行う体制を整える（平成18年度）。 (No. 193)

第2 自己評価に関わる法制度

学校教育法に基づく自己評価

●学校教育法

第69条の3（第1項）

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

・文部科学大臣の定め（施行規則71の2）
同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

学校教育法に基づく第三者評価

●学校教育法

第69条の3（第2項）

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

・政令で定める期間（施行令40）
7年以内

【参考：今後本学の認証評価を実施することとなる「(財) 大学基準協会」の評価の方法】

1. 評価の周期

協会の正会員となることを希望する大学にあつては、最初の加盟判定の後、5年後に第1回目の相互評価を行い、その後の相互評価は7年以内の周期で行う。

2. 評価の基準

協会の正会員の合意に基づき定めた「大学基準」(15の大項目で構成)及びその下位基準である「学士課程基準」、「修士・博士課程基準」。また、これらの基準の適合状況を確認するため、「主要点検・評価項目」(375項目)を設定。

3. 評価の特徴

各大学が掲げる理念、目的、教育目標を達成するために大学がどのような努力を払っているか、それがどの程度達成されているかという観点から「達成度評価」を、また、大学基準協会の正会員としての水準に照らし、教育研究活動の状況がどの程度充実しているかという観点から「水準評価」を実施。

4. 評価手続き

評価を申請する大学は、主要点検・評価項目に従って自己点検評価を行い、報告書に取りまとめて協会に提出し、審査を受ける。

地方独立行政法人法に基づく第三者評価等

●地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。(以下略)

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。(以下略)

(認証評価機関の評価の活用)

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第69条の3第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。(以下略)

第3 自己評価の実施に当たっての基本的考え方

業務の質の向上等に資する評価を行う

業務運営における長所、問題点等を明らかにし、その結果を業務の質の向上、運営の効率化の取組に反映。

過重負担を回避する評価を行う

自己評価結果を、学校教育法、地方独立行政法人法の規定により義務づけられている3種類の第三者評価に活用。

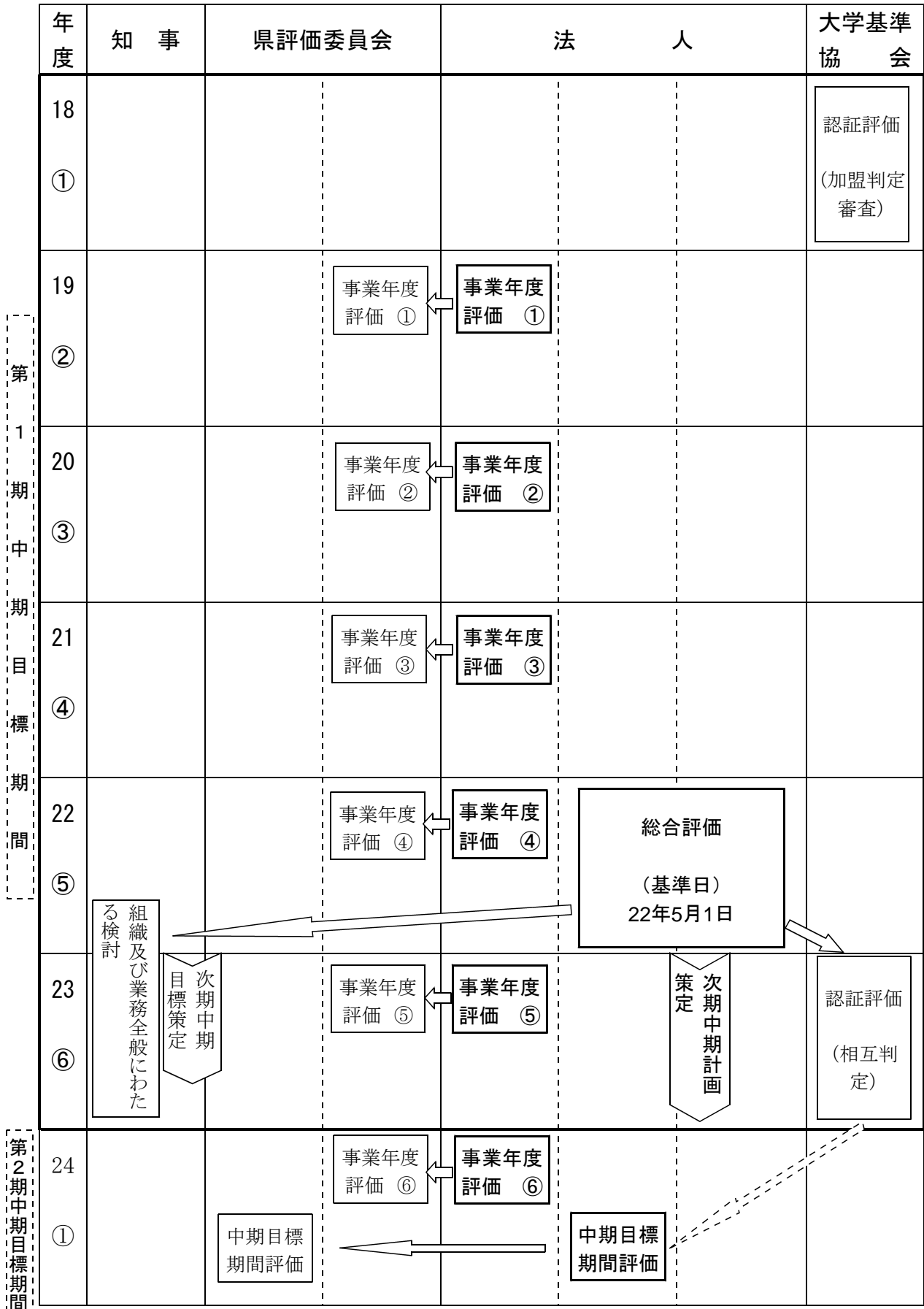
自主性、主体性を伸長する評価を行う

社会に対する説明責任を果たすとともに、知事が中期目標期間終了時に行う「法人の組織及び業務の全般にわたる検討」等に積極的に反映。

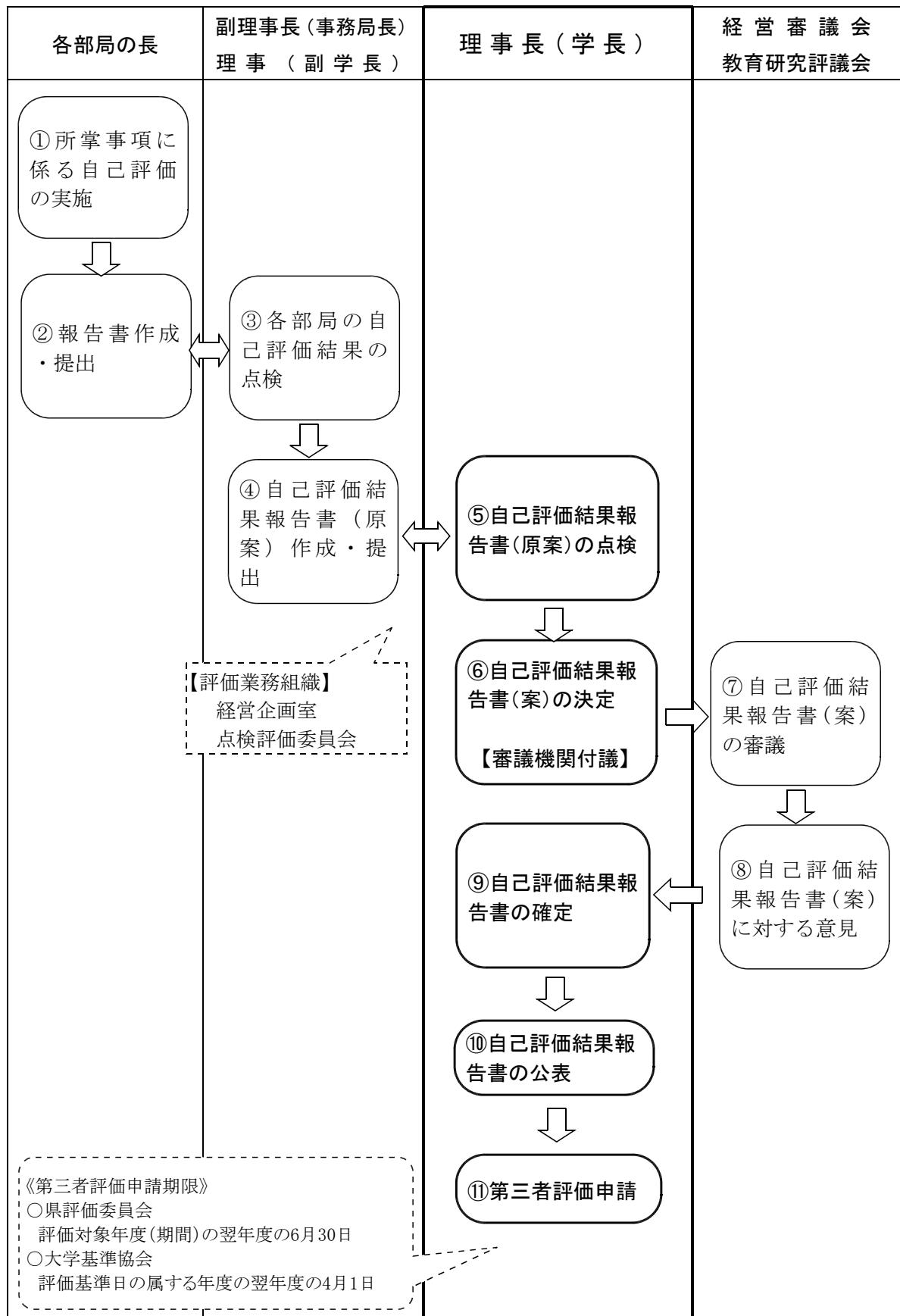
第4 設定する自己評価の種類、評価の対象等

種類	対象	目的	実施時期
事業年度評価	当該事業年度における中期計画の進捗状況	○中期目標の達成に向けた中期計画の進行管理（中止、変更を含む。） ----- ・県の評価委員会が行う業務実績評価（地独法28）への活用	各事業年度終了の翌年度
中期目標期間評価	中期目標の達成状況	○中期目標の達成状況の確認（認証評価の結果を踏まえる。） ----- ・県の評価委員会が行う業務実績評価（地独法30, 79）への活用	中期目標期間最終年度の翌年度
総合評価	中期目標の達成状況 大学基準適合性	○次期中期計画の策定 ----- ・認証評価機関（大学基準協会）が行う評価（認証評価）（学教法69の3②）への活用 ----- ・知事が行う中期目標期間終了時の検討（地独法31）への反映（次期中期目標策定を含む。）	中期目標期間の第5年度

【参考：各評価の実施の周期】

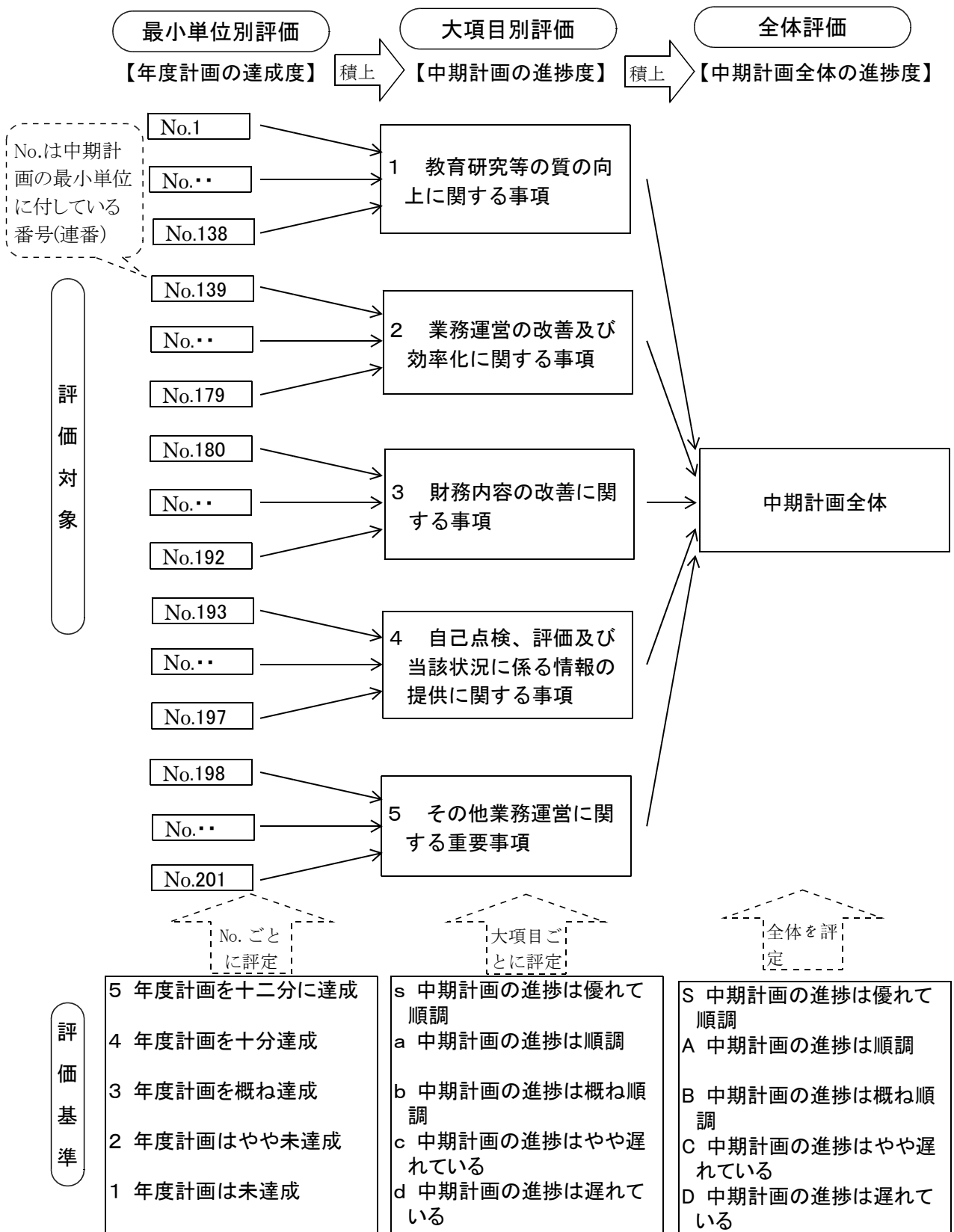


第5 評価実施の手順



第6 評価対象と評価基準

1 事業年度評価



* 年度計画は、中期計画に基づき当該年度において実施すべき事項を定めた計画であることから、中期計画の進捗状況は年度計画の達成状況をもとに判断することを基本。

【判断の目安】

最小単位別評価

(参 考)

評価基準	判断の目安(例示)		国立大学法人 の年度評価の 基準・目安 *教育研究は評 定しない
	数値目標	制度整備目標	
5 年度計画を十二分に達成	120%以上	制度が模範的 機能を発揮	IV年度計画を 上回って実施
4 年度計画を十分達成	100~120%	制度が実際に 機能を発揮	III年度計画を 十分に実施
【標準】 3 年度計画を概ね達成	90~100%	制度整備済	
2 年度計画はやや未達成	70~90%	検討段階	II年度計画を 十分には実施 していない
1 年度計画は未達成	70%未満	取組なし	I年度計画を 実施していな い

- * 年度計画の達成度が100%を超える余地がないような場合（数値目標が「●●率100%」である等）の目安
「5 達成度100%」、「4 達成度95%~100%」、「3 達成度90~95%」、
「2 達成度70~90%」、「1 達成度70%未満」。

考え方

- 3（標準）の下限となる達成度の目安
「概ね」⇔「十中八九」の「九」（計画実施の確実性） → 達成度90%
- 年度計画が当該年度に制度を整備することを目標としている場合の目安
着手、具体的成果物、効果の有無を考慮して設定（標準を超える評定（県民に「十分達成」の内容を明らかにし得るもの）を付すには何らかの効果があつたと言えるかどうかをみることを基本。）。

参考事例

- 国交省所管独立行政法人（4段階）
極めて順調120%以上、順調100~120%、概ね順調80~100%、要努力80%未満
- 大学基準協会（4段階）（改善への取組状況に関する評定基準）
A改善の成果があがっていて他大学の模範となる、B改善への取組が制度化されている、C検討段階にとどまっている、D検討も行っていない

大項目別評価

(参 考)

評価基準	判断の目安	国立大学法人の年度評価の基準・目安
	大項目内の最小単位別評価の評点平均値	
s 中期計画の進捗は優れて順調	4.3以上	特筆すべき進捗状況にある (評価委員会が特に認める場合)
a 中期計画の進捗は順調	3.5～4.2	順調に進んでいる (全てⅣ又はⅢ)
【標準】 b 中期計画の進捗は概ね順調	2.7～3.4	概ね順調に進んでいる (Ⅳ又はⅢの割合が9割以上)
c 中期計画の進捗はやや遅れている	1.9～2.6	やや遅れている (Ⅳ又はⅢの割合が9割未満)
d 中期計画の進捗は遅れている	1.8以下	重大な改善事項がある (評価委員会が特に認める場合)

* 最小単位別評価の評点のうち3以上の評点が占める割合が90%未満の場合一段階下げも可。

考え方

- b (標準) の下限及び上限
「概ね」3点の90% (=2.7)。上限は四捨五入 (=3.4)。
→ bの刻み幅0.7 (2.7～3.4) を各段階共通の刻み幅とする。
- 最小単位別評価の評点のうち3以上の占める割合が9割未満の場合の取扱
大項目内の各年度計画の達成状況のバランスをあわせて考慮するもの。
- 目安以外の諸事情の考慮
評定に当たっては、大項目内の最小単位別評価の評点平均値をもとに、大項目全体を平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮 (次の全体評価も同様)。

参考事例

- 大学入学者選抜実施要項 (文部科学省) に基づき作成する調査書に記載する学習成績概評 (教科・科目の全体評定平均値)
A5.0～4.3、B4.2～3.5、C3.4～2.7、D2.6～1.9、E1.8以下 (5段階)

評価基準	判断の目安	国立大学法人の年度評価 の基準・目安
	大項目内の最小単位別 評価の評点平均値をそ れぞれ各大項目のウエ イトで乗じて得た数値 の合計値	
S 中期計画の進捗 は優れて順調	4. 3以上	<p>【記述式】 項目別評価の結果等を踏まえつ つ、各国立大学法人等の特性に配 慮して法人の中期計画の進捗状況 全体について、記述式により評価 する。</p> <p>その際、学長・機構長のリーダ ーシップの下、機動的・戦略的な 運営を目指した取組、国民や社会 に対する説明責任を重視した社会 に開かれた運営を目指した取組及 びそれらが機能しているかどうか や教育研究等の質の向上に向けた 特色ある取組等について積極的に 評価する。</p>
A 中期計画の進捗 は順調	3. 5～4. 2	
【標 準】 B 中期計画の進捗 は概ね順調	2. 7～3. 4	
C 中期計画の進捗 はやや遅れている	1. 9～2. 6	
D 中期計画の進捗 は遅れている	1. 8以下	

* 大項目内の最小単位別評価の評点のうち3以上の評点が占める割合をそれぞれ
各大項目のウエイトで乗じて得た数値の合計値が90%未満の場合一段階下げも
可。

* 主要な経営指標の悪化、法令に違反する重大な事実の発生等中期計画の想定外
の事象が存在する場合は、特にC又はDを付すことも可。

考え方

○段階評価の採用

- ・ 評定に係る記述を類型化することによるわかりやすさ、検証のしやすさ、
経年的な比較の容易さ等のメリットを考慮し、大項目別評価に準拠。
- ・ 進捗が順調な事項や遅れている事項、法人の特色ある取組や意欲的な改善
努力がみられる事項等やこれらの総括は、評価結果（中期計画全体の進捗
状況の評定）と明確に区別し、評価結果報告書の「評価の概要」欄におい
て文章で明らかにする。

○主要な経営指標の悪化、法令に違反する重大な事実の発生等中期計画の想定
外の事象が存在する場合の取扱


業務の確実な実施という法人の前提そのものに重要な疑義を抱かせるもの
であるため。（経常損失の発生、定員割れ、学教法15条の文科大臣勧告等を
想定）

事業年度評価の全体評価の判断の目安の算定に用いる
各大項目の基本的ウエイト

趣 旨

中期計画全体の進捗状況を評定するに当たり、大項目相互間の均衡を著しく失うことがないように、特定の項目の進捗状況が全体の評価に過度に影響し、他の重要な項目の影響がほとんど及ばないといったことを回避。

設定するウエイト

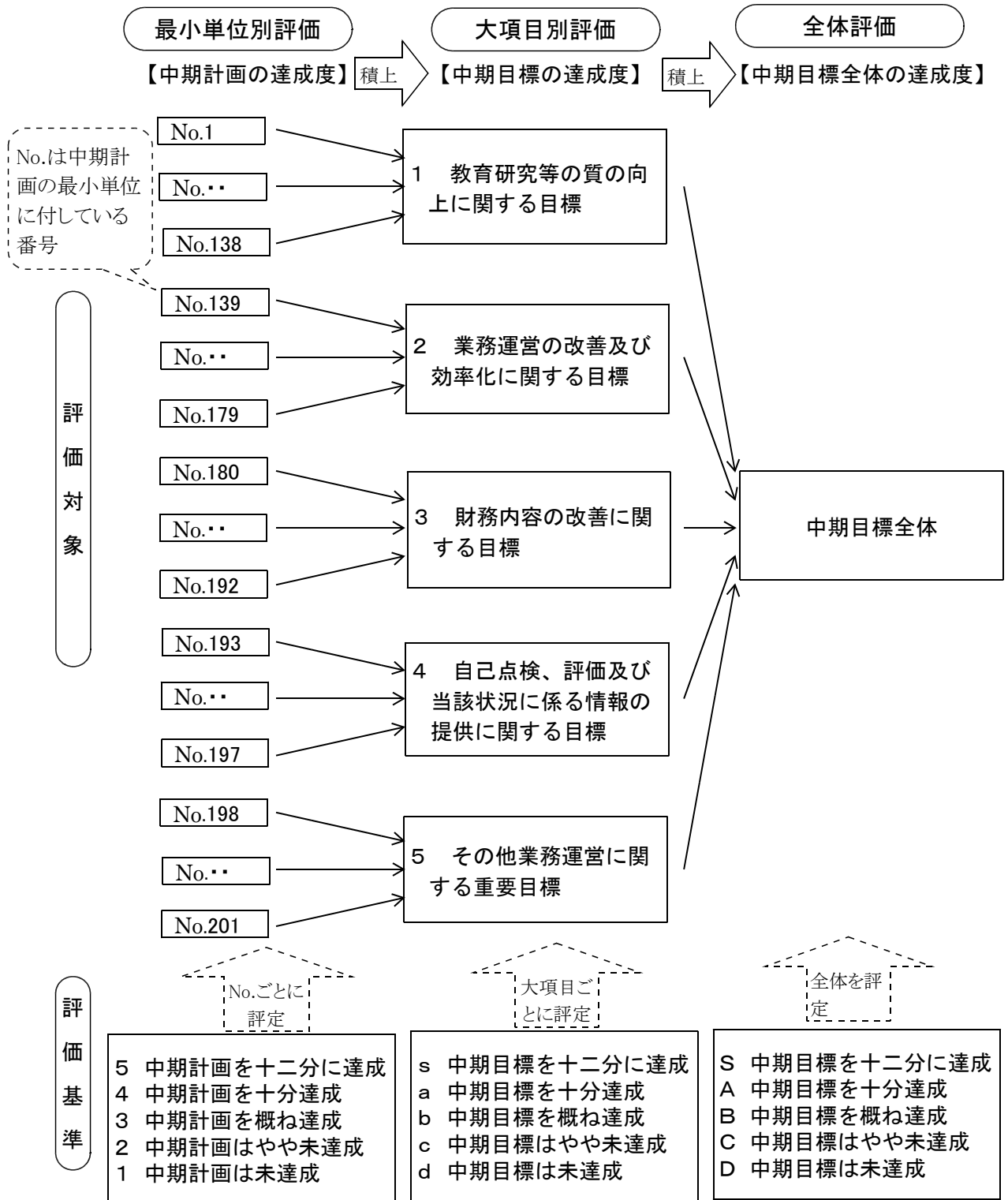
大項目区分	ウエイト	考え方
教育研究等の質の向上	0.50	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">外部に提供するサービス 0.50</div> 
業務運営の改善及び効率化	0.20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">義務性小 0.90</div>
財務内容の改善	0.20	
自己点検、評価	0.05	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">サービス提供を支える法人運営 0.50</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">義務性大 0.10</div>
その他業務運営	0.05	
ウエイト合計	1.00	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">学校教育法 労安法</div>

全体評価の判断の目安となる数値 = $Y1 + Y2 + Y3 + Y4 + Y5$

大項目	大項目内の最小項目別評価の評点平均値	ウエイト	ウエイト加算値
教育研究等の質の向上 (138)	X1	0.50	$Y1 = X1 * 0.50$
業務運営の改善及び効率化 (41)	X2	0.20	$Y2 = X2 * 0.20$
財務内容の改善 (13)	X3	0.20	$Y3 = X3 * 0.20$
自己点検、評価 (5)	X4	0.05	$Y4 = X4 * 0.05$
その他業務運営 (4)	X5	0.05	$Y5 = X5 * 0.05$
計 (201)		1.00	

* 大項目欄の () は中期計画の最小項目の数。年度によっては当該年度に実施すべき事項がない場合があることから各年度の評価の対象となる最小単位数には変動がある。

2 中期目標期間評価



* 中期計画は、中期目標を達成するための計画として知事の認可を受けたものであることから、中期目標の達成状況は、中期計画の達成状況をもとに判断することを基本。

各評価に当たっての判断の目安、全体評価に用いる各大項目のウェイトは「事業年度評価」に準拠。

【判断の目安】

最小単位別評価

(参考)

評価基準	判断の目安(例示)		国立大学法人の中期目標期間 評価の基準・目安	
	数値目標	制度整備目標	業務運営等	教育研究
5 中期計画を十二分に達成	120%以上	制度が模範的機能を発揮	IV 中期計画を上回って実施	(取組や活動、成果の状況からみて) 実施状況が優れている
4 中期計画を十分達成	100~120%	制度が実際に機能を発揮	III 中期計画を十分に実施	
【標準】 3 中期計画を概ね達成	90~100%	制度整備済		実施状況が概ね良好である
2 中期計画はやや未達成	70~90%	検討段階	II 中期計画を十分には実施していない	実施状況が不十分である
1 中期計画は未達成	70%未満	取組なし	I 中期計画を実施していない	

* 中期計画の達成度が100%を超える余地がないような場合(数値目標が「●●率100%」である等)の目安

「5 達成度100%」、「4 達成度95%~100%」、「3 達成度90~95%」、
「2 達成度70~90%」、「1 達成度70%未満」。

大項目別評価

(参考)

評価基準	判断の目安	国立大学法人の中期目標期間 評価の基準・目安	
	大項目内の最小単位別評価の評点平均値	業務運営等	教育研究
s 中期目標を十二分に達成	4. 3以上	達成状況が非常に優れている(特認)	* 評定せず
a 中期目標を十分達成	3. 5~4. 2	達成状況が良好である(全てIV又はIII)	(中項目まで段階評価)
【標準】 b 中期目標を概ね達成	2. 7~3. 4	達成状況が概ね良好である(IV又はIIIの割合が9割以上)	
c 中期目標はやや未達成	1. 9~2. 6	達成状況が不十分である(IV又はIIIの割合が9割未満)	
d 中期目標は未達成	1. 8以下	重大な改善事項がある(特認)	

* 最小単位別評価の評点のうち3以上の評点が占める割合が90%未満の場合一段階下げも可。

全体評価

(参 考)

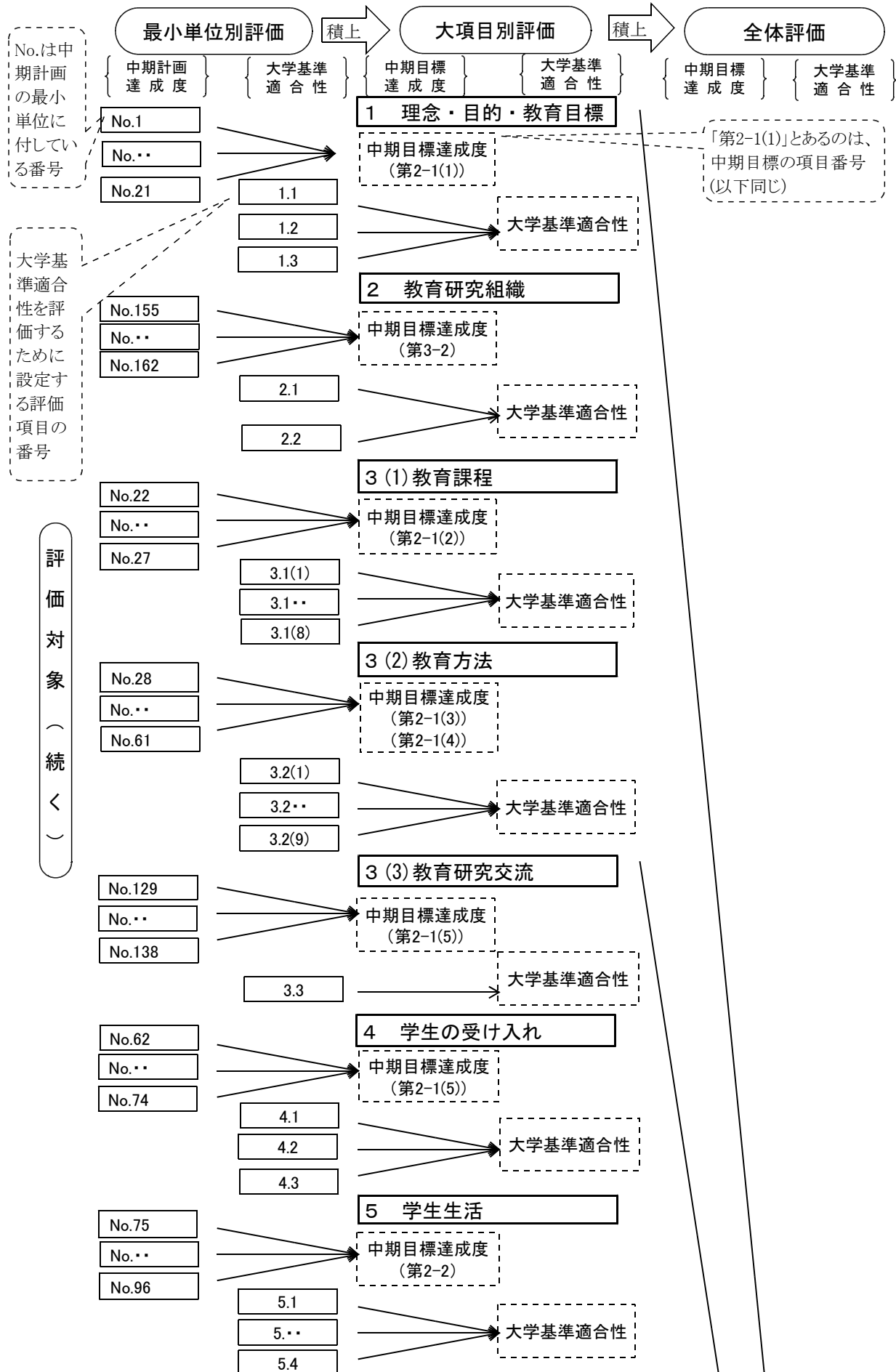
評価基準	判断の目安	国立大学法人の中期目標期間 評価の基準・目安
	大項目内の最小単位別 評価の評点平均値をそ れぞれ各大項目のウエ イトで乗じて得た数値 の合計値	
S 中期目標を十二分に達成	4. 3以上	【記述式】 中期目標の各事項の達成状況の確認結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価を行う。
A 中期目標を十分達成	3. 5～4. 2	
【標準】 B 中期目標を概ね達成	2. 7～3. 4	
C 中期目標はやや未達成	1. 9～2. 6	
D 中期目標は未達成	1. 8以下	

- * 大項目内の最小単位別評価の評点のうち3以上の評点が占める割合をそれぞれ各大項目のウエイトで乗じて得た数値の合計値が90%未満の場合一段階下げも可（認証評価において重大な問題が多数指摘された場合も同様）。
- * 主要な経営指標の悪化、法令に違反する重大な事実等中期目標の想定外の事象が存在する場合は、特にC又はDを付すことも可。

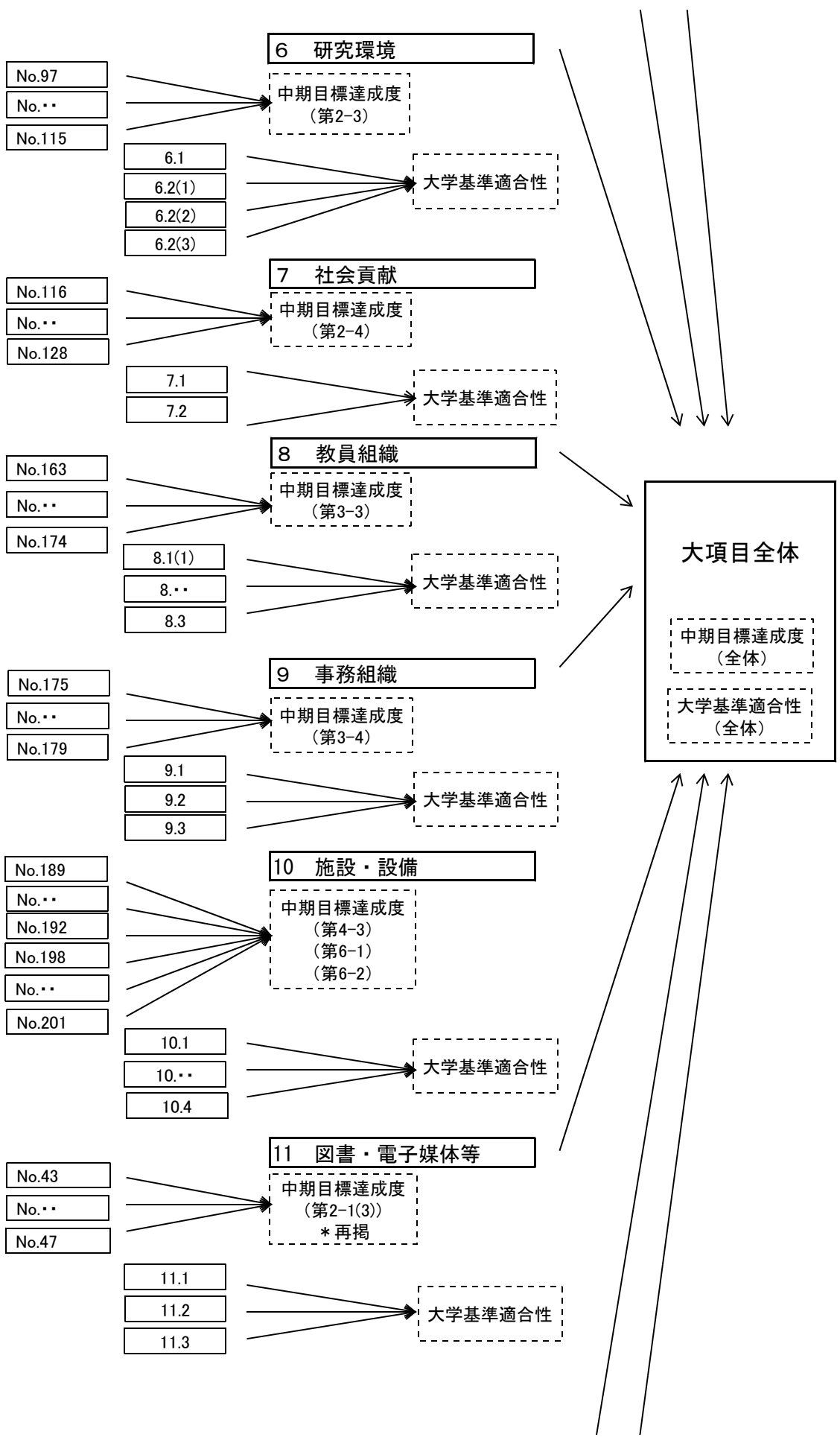
各大項目の基本的ウエイト

大項目区分	ウエイト	備 考
教育研究等の質の向上	0.50	事業年度評価に同じ
業務運営の改善及び効率化	0.20	
財務内容の改善	0.20	
自己点検、評価	0.05	
その他業務運営	0.05	
ウエイト合計	1.00	

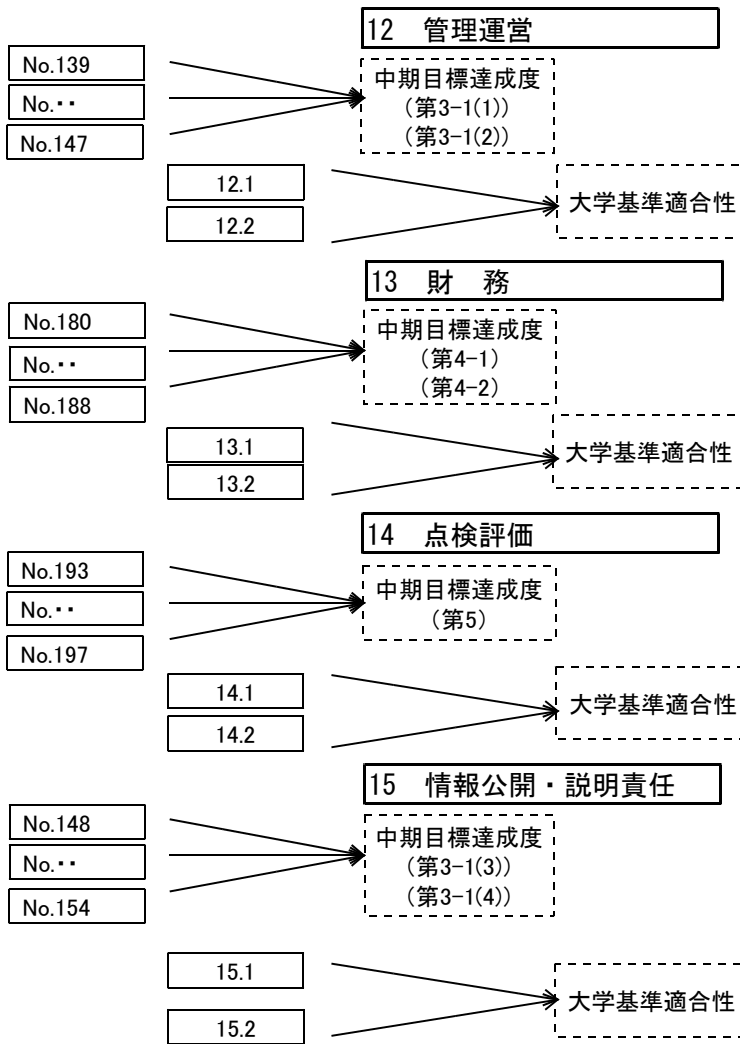
3 総合評価



評価対象（続く）



評価対象（続き）



評価基準

	単位ごとに評定	大項目ごとに評定	全体を評定
【中期計画】	5十二分に達成 4十分達成 3概ね達成 2やや未達成 1未達成	【大学基準】 5十二分に適合 4十分適合 3概ね適合 2やや非適合 1非適合	【中期目標】 s十二分に達成 a十分達成 b概ね達成 cやや未達成 d未達成
		【大学基準】 s十二分に適合 a十分適合 b概ね適合 cやや非適合 d非適合	【中期目標】 S十二分に達成 A十分達成 B概ね達成 Cやや未達成 D未達成
			【大学基準】 S十二分に適合 A十分適合 B概ね適合 Cやや非適合 D非適合

【大学基準適合性の評価に用いる評価項目】

評価を効率的に行うため、大学基準協会の各種基準、主要点検評価項目を踏まえて、61の評価項目を設定

区 分	項 目 名
1 理念、目的、 教育目標	1.1 教育目標の内容 1.2 教育目標の周知 1.3 教育目標の検証
2 教育研究組織	2.1 教育研究組織の規模内容 2.2 教育研究組織の検証
3 教育内容・方 法	(3.1教育課程) 3.1(1)教育目標、専攻に係る専門の学芸との関係 3.1(2)外国語能力、情報活用能力の育成への配慮(学士課程) 3.1(3)教養教育への配慮(学士課程) 3.1(4)教育内容の量的バランス(学士課程) 3.1(5)関連分野の基礎的素養の涵養等への配慮(修士課程・博士課程) 3.1(6)単位数 3.1(7)単位互換及び単位認定 3.1(8)導入教育 (3.2教育方法等) 3.2(1)授業の方法 3.2(2)研究指導(修士課程・博士課程) 3.2(3)学生に対する履修指導 3.2(4)シラバス 3.2(5)成績評価 3.2(6)履修科目登録の上限設定(学士課程) 3.2(7)教育内容等の組織的な改善 3.2(8)教育効果の測定 3.2(9)学位授与・課程修了の認定 3.3国外との教育研究交流
4 学生の受け入 れ	4.1受け入れの方法 4.2受け入れの方法を検証する仕組み 4.3定員並びに在籍学生数の適正化
5 学生生活	5.1 経済的支援 5.2 生活相談、進路選択指導等 5.3 ハラスメントの防止 5.4 課外活動支援
6 研究環境	6.1 研究活動 (6.2 研究環境) 6.2(1)個人研究費等 6.2(2)研修機会の確保等

	6.2(3)研究活動の活性化に資する措置
7 社会貢献	7.1 社会との交流 7.2 企業等との連携
8 教員組織	(8.1 教員組織) 8.1(1)教員数 8.1(2)教員配置 8.1(3)専任教員の年齢構成 8.1(4)教員間の連携体制 8.1(5)学生の学修活動を支援するための人的体制 8.2 教員の任免、昇任等と身分保障 8.3 教員の教育研究活動の評価
9 事務組織	9.1 事務組織の役割 9.2 事務組織の機能強化 9.3 専門業務に係る事務組織の設置
10 施設・設備	10.1 校地、校舎等施設 10.2 機械器具等 10.3 利用上の配慮 10.4 維持管理体制
11 図書・電子媒体	11.1 図書等の資料 11.2 図書館 11.3 学術情報提供システムの整備等
12 管理運営	12.1 執行機関と審議機関の役割等 12.2 規定の整備とその運用
13 財務	13.1 財政的基盤と財務運営 13.2 外部資金
14 点検・評価	14.1 自己点検・評価 14.2 第三者評価等
15 情報公開・説明責任	15.1 情報公開 15.2 説明責任

全61項目

【判断の目安】

最小単位別評価

{ 中期計画の達成度 }

評価基準	判断の目安(例示)		備考
	数値目標	制度整備目標	
5 中期計画を十二分に達成	120%以上	制度が模範的機能を発揮	事業年度評価、中期目標期間評価に同じ
4 中期計画を十分達成	100~120%	制度が実際に機能を発揮	
【標準】 3 中期計画を概ね達成	90~100%	制度整備済	
2 中期計画はやや未達成	70~90%	検討段階	
1 中期計画は未達成	70%未満	取組なし	

{ 大学基準適合性 }

評価基準	判断の目安(例示)		備考
	制度整備基準	その他	
5 大学基準に十二分に適合	制度が模範的機能を発揮	優れた長所がある	評価に当たっては、大学基準協会の「達成度並びに水準に関する評定事項」を踏まえる（特に在籍学生比率、専任教員の年齢構成等について数値による基準が示されている。）。
4 大学基準に十分適合	制度が実際に機能を発揮	問題点がない	
【標準】 3 大学基準に概ね適合	制度整備済	改善が望まれる事項がある	
2 大学基準にやや非適合	検討段階	改善を要する事項がある	
1 大学基準に非適合	取組なし	基準に適合しないことが明らかである	

参考事例

○ J A B E E (日本技術者教育認定機構) の評価基準

(1) 適合(A) : 当該審査項目が認定基準を満たしている。

(2) 懸念(C) : 当該審査項目が現時点では認定基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該審査項目が認定基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。

(3) 弱点(W) : 当該審査項目が現時点では認定基準をほぼ満たしているが、その適合度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。

(4) 欠陥(D) : 当該審査項目が認定基準を満たしていない。したがって、プログラムは認定基準に適合していない。

* 認定の有効期間は原則5年であるが、認定基準の適合が弱い場合等、認定を5年間維持することが困難とJABEEが判定した場合には、有効期間が2年に短縮される。(短縮の理由としては、学習・教育目標達成の不安定さ、財源状態の不確実性、プログラム運営組織の不確実性、教員や施設設備の増強・改善の必要性、新規カリキュラムの開始又はカリキュラム変更の進行、特定教員への過度の依存等があり、プログラムの改善を促すために行われる。)

大項目別評価

評価基準		判断の目安	備 考
中期目標達成度	大学基準適合性	大項目内の最小単位別評価の評点平均値	
s 中期目標を十二分に達成	s 大学基準に十二分に適合	4. 3 以上	事業年度評価、中期目標期間評価に同じ
a 中期目標を十分達成	a 大学基準に十分適合	3. 5 ~ 4. 2	
【標準】 b 中期目標を概ね達成	【標準】 b 大学基準に概ね適合	2. 7 ~ 3. 4	
c 中期目標はやや未達成	c 大学基準にやや非適合	1. 9 ~ 2. 6	
d 中期目標は未達成	d 大学基準に非適合	1. 8 以下	

全体評価

評価基準		判断の目安	備 考
中期目標達成度	大学基準適合性	中期目標期間評価の5つの大項目区分により再計算して算出した最小単位別評価の評点の平均値を中期目標期間評価の大項目のウエイトで乗じて得た数値の合計値	
S 中期目標を十二分に達成	S 大学基準に十二分に適合	4. 3 以上	事業年度評価、中期目標期間評価に同じ
A 中期目標を十分達成	A 大学基準に十分適合	3. 5 ~ 4. 2	
【標準】 B 中期目標を概ね達成	【標準】 B 大学基準に概ね適合	2. 7 ~ 3. 4	
C 中期目標はやや未達成	C 大学基準にやや非適合	1. 9 ~ 2. 6	
D 中期目標は未達成	D 大学基準に非適合	1. 8 以下	

総合評価の全体評価の判断の目安の算定に用いる各大項目の基本的ウエイト

最小単位の評点の 平均値を再計算 する範囲	ウエイト	事業年度評価・中期目標 期間評価との対応関係	備考
1 理念・目的・教育目標 3 教育内容・方法 4 学生の受け入れ 5 学生生活 6 研究環境 7 社会貢献 11 図書・電子媒体	0.50	1 教育研究等の質の向上 0.50	各事業年 度評価、 中期目標 期間評価 の大項目 区分でウ ェイト付 け
2 教育研究組織 8 教員組織 9 事務組織 12 管理運営 15 情報公開・説明責任	0.20	2 業務運営の改善及び効 率化 0.20	
10 施設・設備 13 財務	0.25	3 財務内容の改善 0.20 5 その他業務運営 0.05	
14 点検・評価	0.05	4 自己点検、評価 0.05	
ウエイト合計	1.00	1.00	

全体評価の判断の目安となる数値 = $Y1 + Y2 + Y3 + Y4$

大項目	再計算の範囲	再計算によ り算定した 最小単位別 評価の評点 平均値	ウエイト	ウエイト 加算値
1 教育研究等 の質の向上	1 理念・目的・教育目標 3 教育内容・方法 4 学生の受け入れ 5 学生生活 6 研究環境 7 社会貢献 11 図書・電子媒体	X1	0.50	$Y1 = X1 * 0.50$
2 業務運営の 改善及び効率 化	2 教育研究組織 8 教員組織 9 事務組織 12 管理運営 15 情報公開・説明責任	X2	0.20	$Y2 = X2 * 0.20$
3 財務内容の 改善 5 その他業務 運営	10 施設・設備 13 財務	X3	0.25	$Y3 = X3 * 0.25$
4 自己点検、 評価	14 点検・評価	X4	0.05	$Y4 = X4 * 0.05$
計			1.00	

第7 評価結果報告書記載事項

総合評価の評価結果報告書は序章、本章、終章の3部構成とする旨大学基準協会指定

事業年度評価	中期目標期間評価	総合評価
<p>1 法人の概要</p>	<p>1 法人の概要</p>	<p>1 序章</p>
<p>2 評価結果</p> <p>(1)総合的な評定</p> <p>* 全体評価における評定及びその理由を記載</p> <p>(2)評価概要</p> <p>* 中期計画全体の進捗状況、大項目ごとの進捗状況について長所及び問題点を中心に要約</p> <p>(3)対処すべき課題</p> <p>* 長所の伸長と問題点の改善に向けた方策を記述</p> <p>(4)前回指摘事項への対応状況</p> <p>* 直近の自己評価、第三者評価において問題点として指摘した(された)事項への対応状況の確認結果を記載</p>	<p>2 評価結果</p> <p>(1)総合的な評定</p> <p>* 同左</p> <p>(2)評価概要</p> <p>* 中期目標全体の達成状況、大項目ごとの達成状況について長所及び問題点を中心に要約</p> <p>(3)対処すべき課題</p> <p>* 同左</p> <p>(4)前回指摘事項への対応状況</p> <p>* 同左</p>	<p>2 本章</p> <p>* 15の大項目ごとに「目標及びその達成状況」、「大学基準適合性」、「長所及び問題点」、「対処すべき課題」を記述。</p> <p>3 終章</p> <p>(1)総合的な評定</p> <p>* 全体評価における「目標達成度」、「大学基準適合性」の評定及びその理由を記載</p> <p>(2)評価概要</p> <p>* 全体的な状況、大項目ごとの目標の達成状況、大学基準適合性について、長所及び問題点を中心に要約</p> <p>(3)対処すべき課題</p> <p>* 同左</p> <p>(4)前回指摘事項への対応状況</p> <p>* 同左</p>
<p>3 中期計画の各項目ごとの実施状況</p> <p>* 最小単位ごとの「中期計画」、「年度計画」、「年度計画の達成状況」、「評定」等の対比表</p>	<p>3 中期計画の各項目ごとの達成状況</p> <p>* 最小単位ごとの「中期目標」、「中期計画」、「中期計画の達成状況」、「評定」等の対比表</p>	
<p>4 その他法人の現況に関する事項</p> <p>* 業務に関する主要指標の推移等</p>	<p>4 その他法人の現況に関する事項</p> <p>* 同左</p>	<p>4 大学基礎データ等</p> <p>大学基礎データ等は大学基準協会の指定に従う。</p>

第8 評価結果に基づく業務運営の改善

改善を要する事項（第三者評価において指摘された事項を含む。）については、理事長から関係部局に対しその改善を求め、次回評価において状況を確認し、その結果を評価結果報告書に記載。

第9 評価業務に係る組織

経営企画室と教育研究活動等点検評価委員会において次のとおり役割分担し、評価業務を円滑に遂行。

経営企画室	教育研究活動等点検評価委員会	摘要
①法人（大学）の自己評価の実施に係る規定の整備に関する事 ②事業年度評価及び中期目標期間評価に係る評価結果報告書の調製に関する事 ③県評価委員会評価に関する事 ④教育研究活動等点検評価委員会が所掌する評価業務の援助に関する事	①大学評価、授業評価の方法の開発、改善等に関する事 ②総合評価に係る評価結果報告書の調製に関する事 ③認証評価に関する事 ④大学基礎データの管理に関する事 ⑤教員個人業績データの管理に関する事 ⑥経営企画室が所掌する評価業務の援助に関する事	

第10 本方針に基づく自己評価の実施時期

平成18年度の事業年度評価から実施。

第11 評価方法の継続的見直し

評価方法については、評価の実施状況を踏まえ、必要に応じ見直し。なお、大学基準協会が評価基準の見直し作業を行っていることから、「総合評価」の方法はその結果も踏まえて見直し。